



昭和四十八年度地方財政の 実態をめぐって

ブ ロ ロ ー グ

今月は、次の相談所が開かれます。気軽にご利用ください。時間は午前十時から午後三時まで、ところは記念公会堂です。

◎六月三日：家事相談

◎六月十一日：人権・行政・交通事故相談

◎六月十七日：法律相談
なお、申込みは、市役所市民課です。

内職相談

◎とき：六月十五日午前十時から午後三時まで

◎ところ：商工会議所
申込みはいりません。

直接会場へおいでください。

厚生年金相談

◎とき：六月十八日午前十時から午後三時まで

◎ところ：商工会議所
申込みはいりません。
直接会場へおいでください。

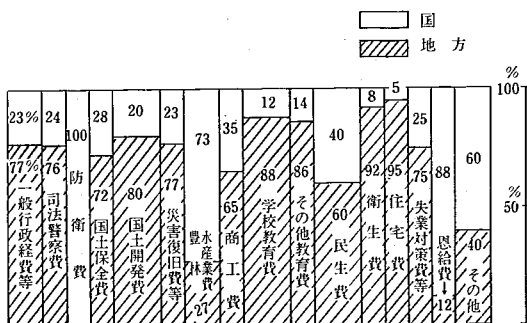
いま、地方財政危機が叫ばれています。
昭和四十八年の「石油ショック」に端を発した未曾有のインフレ・不況で、地方財政危機が浮き彫りにされましたが、この危機の根本原因は、地方財政制度にあるといわれています。

つまり、租税の七割が国に、三割が地方自治体に納税され、最終的な財政支出は、地方七割、国三割というふうな逆転します。これは、財政需要に対応した税財源が、地方自治体に与えられていないことを示しています。この税財源の不足を補う制度として、地方交付税や国からの補助金、起債（借金）という形で、地方に配分しているわけです。しかし、これがまた、中央集権的な統制を受ける仕組みになっています。

本来、国と地方自治体が分担する仕事は法律で定められ

住民の要望にこたえられるだけの財源が確保される中味にはなっていない。
「地方財政はそれ自体で完結しない」といわれるのは、このように考えるからです。
地方財政を解き明かすのはむずかしく、複雑な制度や仕組みを持って同時に、地方財政は、構造的にぜい弱な体質をもっているのです。
地方自治体の仕事と財源は一体でなければなりません。しかし、三割自治といわれるように、ほとんどの自治体が、自主財源（市町村税）に乏しく、多くの依存財源（地方交付税、補助金、起債）に頼っています。新津市も例外ではありません。それだけに財政運営は厳しいものがあり、これからの低成長経済のもとでは、一層財政の健全化が期されなければなりません。
なお、今号から始まるこのシリーズは、単にそのトシ一年の財政状態をさらえてみて、過去十年間の推移をみながら、回を追って新津市の財政を検討し、これからの方向をきくろうとするものです。

〈国・地方を通じる目的別純計歳出の割合〉



資料：「地方財政白書」50年版

お買物、ご用命は市内で

内科・小児科・レントゲン科

大坂医院

新町1丁目6-12 TEL(2)1731



全国ジンベツ・チェーン店
寝具のデパート

ふとんの蛙山屋

本町3丁目 ☎(代表) 2-0261